

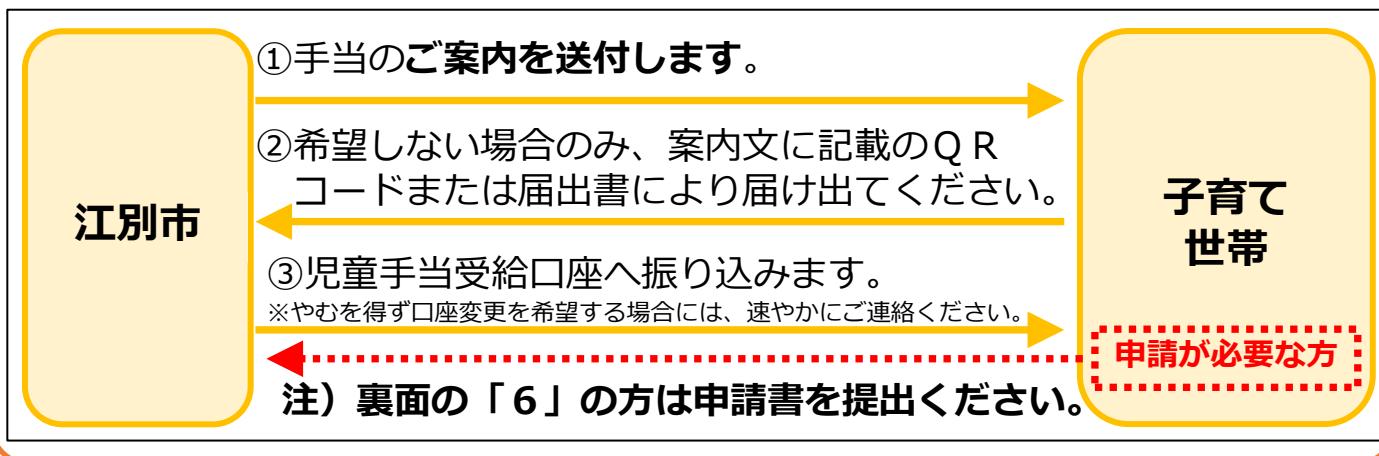
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 「公務員」や「令和7年10月以降離婚され保護者が変わった場合」などは、
『申請』が必要となりますので、裏面の「6. 申請が必要なのはどんな場合？」をご覧ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童 (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の児童の父母等

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

江別市では2月下旬から順次支給を開始する予定です。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

なお、入金の確認ができなかった場合は、

江別市役所までお問い合わせください（連絡先は裏面をご覧ください）。



詳細は、
市ホームページを
ご確認ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、市ホームページに掲載する振込み予定日に入金が確認できない場合には、必ず下記の市問い合わせ先にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

- ①所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ②10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

※②の方で令和7年12月末までに児童手当の手続きを終えられている場合は申請不要です。

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

※江別市では、1月19日（月）より受け付けを開始します。

お手続きに関するお問い合わせ先

江別市役所子ども家庭部子育て支援課

電話：**011-381-1408**

（受付時間：平日8:45～17:15）

制度に関するお問い合わせ先

こども家庭庁 コールセンター

電話：**0120-252-071**

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに江別市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに江別市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。